



目 次	ページ
規 則	
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	2
○保安林の指定予定の通知（3件）（治山林道課）	2
○告示（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部改正（水産政策課）	3
○遊漁規則の一部変更の認可（漁業管理課）	4
○道路の供用開始（道 路 課）	5
◎告示（港湾施設の概要）の一部改正（港湾・海岸課）	6
◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正（会計管理課）	6
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	6
○土地改良区の役員の退任（ " ）	6
高知県教育委員会告示	
○県統計調査の実施（2件）（教育政策課）	7
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	7
○警備員等に係る検定の実施（2件）	8
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正（2・10掲示）	10
○政治団体の届出事項の異動の届出	11
○政治団体の解散の届出	12
○資金管理団体でなくなった旨の届出	12
高知県内水面漁場管理委員会指示	
○てながえび類の採捕の禁止についての指示	12

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月25日

高知県知事 濱田 省司

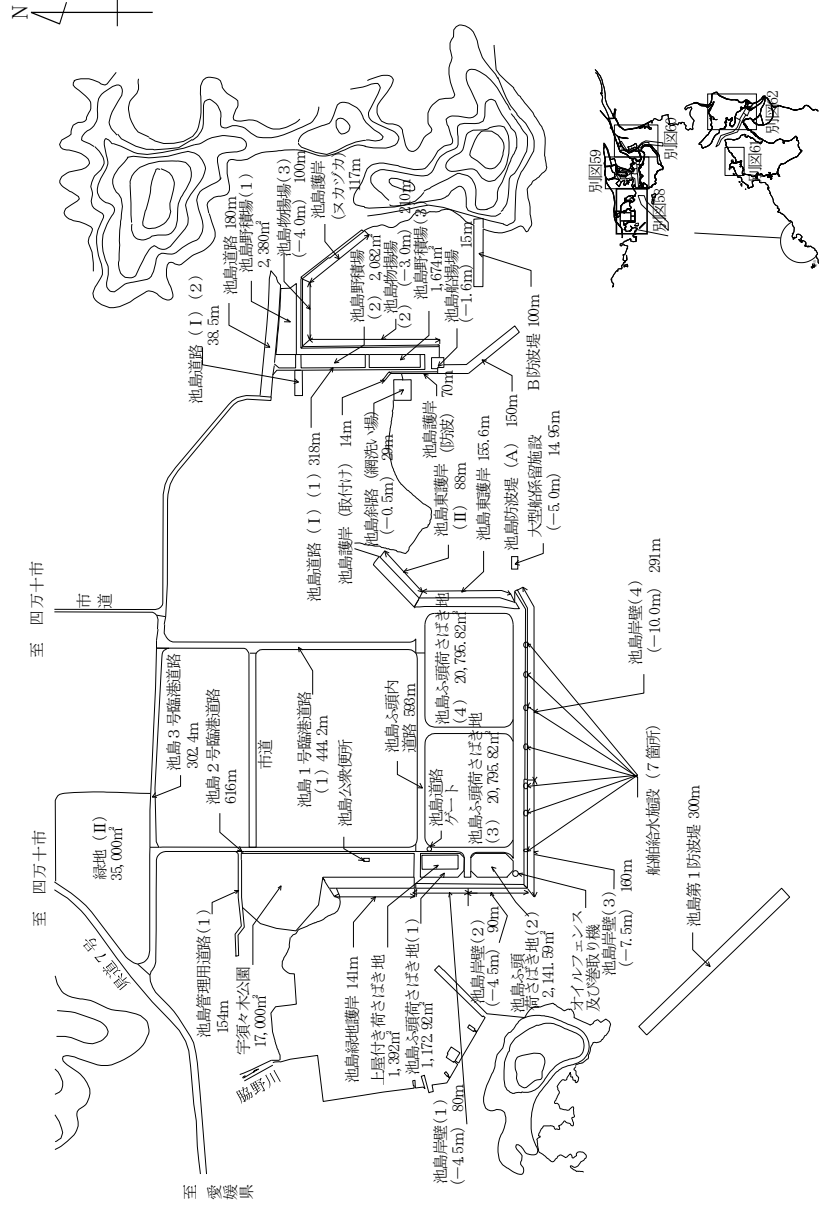
高知県規則第3号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2の別図58を次のように改める。

別図58 宿毛湾港池島岸壁等の区域図



別表第2の別図60中「9,220㎡」を「26,000㎡」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第94号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和2年2月25日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日
医療法人善哉会 南国市篠原1704-1番地 令2・1・1
おなが通り歯科

高知県告示第95号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年2月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡いの町小川東津賀才字樫ノ久保ノ中2526
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字樫ノ久保ノ中2526（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第96号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の

規定により告示する。
令和2年2月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町二ノ滝字ヲカタ216の2、217、218、222、潰溜字ヒノヅ852の4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヲカタ216の2、218、222（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第97号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
令和2年2月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町加枝字堀明2533、3826から3828まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字堀明2533、3826から3828まで（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第98号

平成25年6月高知県告示第430号（漁業災害補償法による区域及び区分の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。
令和2年2月25日

高知県知事 濱田 省司

- 表高知県大方町加入区の項中
- 「4 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業であって幡多郡黒潮町田野浦の区域の者が行う漁業
 - 5 小型まぐろ漁業
 - 6 小型かつお漁業
 - 7 大型かつお漁業
 - 8 大型定置漁業

を
 「4 総トン数20トン未満の漁船により行う延縄漁業（小型まぐろ漁業を除く。）であって幡多郡黒潮町入野の区域の者が行う漁業

- 5 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業のうち主として機船船びき網を使用して営む漁業であって幡多郡黒潮町田野浦の区域の者が行う漁業
- 6 小型まぐろ漁業
- 7 小型かつお漁業
- 8 大型かつお漁業
- 9 大型定置漁業

に改める。

高知県告示第99号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和2年2月17日に次のとおり認可した。

令和2年2月25日

高知県知事 濱田 省司

四万十川漁業協同組合連合会 内共第516号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

四万十川漁業協同組合連合会 四万十市不破申田山1778番地2

(2) 漁業権の免許番号

内共第516号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第6条第1項の表中

「

1日遊漁料	1年遊漁料
2,000円	8,000円

」

を「

1日遊漁料	1年遊漁料
2,000円（女性にあっては、1,000円）	8,000円（女性にあっては、4,000円）

--	--

に改め、同条第2項の表中

「

中学生以下の者	無料
---------	----

」

を

「

中学生以下の者	無料
高校生である者	500円

」

に改め、同条第3項の表中

「

特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1年）
5,000円	1万円

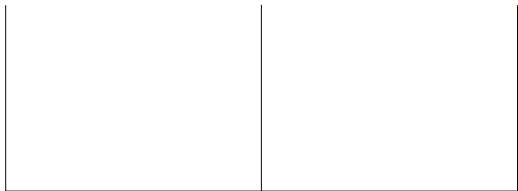
」

を

「

特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1年）
5,000円（高校生である者 にあっては、500円）	1万円（高校生である者 にあっては、500円）

」



に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和2年4月1日

高知県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年2月25日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町泊浦字弦場 373番1	240	令和2年2月25 日

高知県告示第101号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

令和2年2月25日

高知県知事 濱田 省司

表の宿毛湾港の係留施設の項中

宿毛市新港	池島岸壁 (1)	延長160m 水深7.5m	別図58
〃	池島岸壁 (2)	延長170m 水深4.5m	〃
〃	池島岸壁 (3)	延長291m 水深13.0m	〃

を

宿毛市新港	池島岸壁 (1)	延長80m 水深4.5m	別図58
〃	池島岸壁 (2)	延長90m 水深4.5m	〃
〃	池島岸壁 (3)	延長160m 水深7.5m	〃
〃	池島岸壁 (4)	延長291m 水深10.0m	〃

に改め、同表の宿毛湾港の港湾環境整備施設の項中「面積9,220㎡」を「面積26,000㎡」に改める。

高知県告示第102号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月25日

高知県知事 濱田 省司

別表の3 収納代理金融機関の表株式会社商工組合中央金庫高知支店の項を削る。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大月町弘見土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員

の届出があった。

令和2年2月25日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	長岡 寛司	幡多郡大月町弘見3072番地
〃	前野 博司	〃 〃 〃 3026番地
〃	山本 悟	〃 〃 〃 2104番地1
〃	吉松 和彦	〃 〃 〃 3414番地
〃	長岡 正	〃 〃 〃 3138番地
〃	安田 壽保	〃 〃 〃 1873番地口号地
〃	安田 惠一	〃 〃 〃 1732番地
〃	稲毛 益美	〃 〃 〃 3983番地口
〃	谷岡 宏	〃 〃 〃 1741番地2
〃	谷岡 俊男	〃 〃 〃 2311番地
監事	長岡 潤	〃 〃 〃 2189番地
〃	吉松 敬喜	〃 〃 〃 3395番地
〃	谷口 和弘	〃 〃 〃 1803番地
(就任)		
理事	長岡 寛司	幡多郡大月町弘見3072番地
〃	安田 惠一	〃 〃 〃 1732番地
〃	長岡 正	〃 〃 〃 3138番地
〃	前野 博司	〃 〃 〃 3026番地
〃	山本 悟	〃 〃 〃 1674番地5
〃	谷岡 俊男	〃 〃 〃 2311番地
〃	吉松 和彦	〃 〃 〃 3414番地
〃	稲毛 益美	〃 〃 〃 3983番地口
監事	長岡 潤	〃 〃 〃 2189番地
〃	谷口 和弘	〃 〃 〃 1803番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定によ

り、栃ノ木堰土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和2年2月25日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏名 住所
理事 高橋 和成 安芸市土居1683番地

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第2号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和2年2月25日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 調査の名称
学校給食栄養報告（年報）調査
- 2 調査の目的
県内の学校給食の実施状況を把握することにより、学校給食の質の向上及び内容を充実させるための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
(1) 地域
県内全域
(2) 単位
学校
(3) 属性
学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食を実施している県立の中学校及び特別支援学校（高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第9号）の規定により県立の特別支援学校に置かれた分校を含む。）並びに市町村（市町村の組合を含む。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
(1) 報告を求める事項
ア 児童又は生徒1人1回当たりの学校給食の栄養摂取量の年間における平均値
イ 児童又は生徒1人1回当たりの学校給食の食品分類別摂取量
ウ 主食の年間使用回数
エ 飲用した乳類等の回数
オ 年間の学校給食の回数
カ 学校給食の残食の状況
(2) その基準となる期間
報告を求める年度の4月から3月までの1年間
- 5 報告を求める者

- (1) 数
約85校
- (2) 選定方法
学校給食を実施している学校のうち栄養教諭又は学校栄養職員が所属している学校を有意抽出
- 6 報告を求めるために用いる方法
(1) 調査組織
県立学校にあつては県が報告者に直接報告を求め、市町村（市町村の組合を含む。）立学校にあつては県が市町村の教育委員会を経由して報告を求める。
(2) 調査方法
電子メールによる調査
- 7 報告を求める期間
毎年3月下旬

高知県教育委員会告示第3号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和2年2月25日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 調査の名称
「食に関する指導」実施状況調査
- 2 調査の目的
県内の学校における食に関する指導の実施状況を把握することにより、今後の学校における食に関する指導を充実させるための基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
(1) 地域
県内全域
(2) 単位
学校
(3) 属性
県立の中学校及び特別支援学校（高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則（昭和44年高知県教育委員会規則第9号）の規定により県立の特別支援学校に置かれた分校を含む。）並びに市町村（市町村の組合を含む。）立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
(1) 報告を求める事項
ア 食に関する指導の全体計画及び年間指導計画の作成状況
イ 学校内の食に関する指導の推進組織の設置状況
ウ 食に関する指導を実施する場面
エ 食に関する指導を実施する者
(2) その基準となる期間
報告を求める年度の4月から3月までの1年間
- 5 報告を求める者

- (1) 数
約310校
- (2) 選定方法
学校基本調査の結果による全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
(1) 調査組織
県立学校にあつては県が報告者に直接報告を求め、市町村（市町村の組合を含む。）立学校にあつては県が市町村の教育委員会を経由して報告を求める。
(2) 調査方法
電子メールによる調査
- 7 報告を求める期間
毎年3月下旬

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第1号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和2年2月25日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
(1) 警備業務の区分
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）
(2) 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
(3) 実施期日
ア 新規取得講習
令和2年5月12日（火）から同月21日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の8日間
イ 追加取得講習
令和2年5月18日（月）から同月21日までの4日間
(4) 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家

<p>2 受講者定員 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。</p> <p>(1) 新規取得講習 25人 (2) 追加取得講習 5人</p> <p>3 受講資格者 (1) 新規取得講習 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>ア 最近5年間に1号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、1号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法 (1) 受講希望の事前申込方法 ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会(高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。)で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書(以下「申込書」という。)により事前申込みを行うこと。 イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシ</p>	<p>ミリ(ファクシミリ番号088-871-4760)により行う。 ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間 ア 令和2年4月6日(月)及び7日(火)の午前9時から午後4時までの間とする。 イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法 ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。 イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和2年4月8日(水)に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。 ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書(以下「受講申込確認書」という。)の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p> <p>(1) 受講申込書等の提出期間 令和2年4月13日(月)から同月15日(水)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者には住所を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者には高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類 ア 受講申込書(講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真(受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真)を貼り付けたもの) 1通 イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通 (ア) 3の(1)のアに該当する者には、1号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 (イ) 3の(1)のイに該当する者には、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 3の(1)のウに該当する者には、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p>	<p>(エ) 3の(1)のエに該当する者には、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し (オ) 3の(1)のオに該当する者には、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 ウ 追加取得講習を受講しようとする者には、交付を受けている資格者証等の写し 1通 エ 受講申込確認書 1通 (4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあっては47,000円、追加取得講習にあっては23,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先 (1) 高知県警備業協会(電話番号088-824-3404) (2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第2号 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和2年2月25日 高知県公安委員会委員長 古谷 純代</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 施設警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 検定の実施日及び開始時間 令和2年5月27日(水)午前9時 (2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 30人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有</p>
--	--	--

<p>する警備員」という。)とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。 エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験 ア 警備業務対象施設における保安に関すること。 イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間 令和2年4月13日(月)から同月17日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者にあつては住所を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。) ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p>	<p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項 (1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。</p> <p>(2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽 エ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備係</p> <p>高知県公安委員会告示第3号 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和2年2月25日 高知県公安委員会委員長 古谷 純代</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 雑踏警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所 (1) 検定の実施日及び開始時間 令和2年6月5日(金)午前9時 (2) 検定の実施場所 愛媛県松山市上野町甲650番地 えひめ青少年ふれあいセンター</p> <p>3 検定の実施予定人員 10人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験</p>	<p>ア 警備業務に関する基本的な事項 イ 法令に関すること。 ウ 雑踏の整理に関すること。 エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験 ア 雑踏の整理に関すること。 イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間 令和2年4月13日(月)から同月17日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者にあつては住所を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。) ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p>
---	---	--

(1) 受検時の服装
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。

(2) 持参品
ア 受検票
イ 筆記用具
ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）

9 その他
この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

10 検定の実施に関する問い合わせ先
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備係担当係

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第10号
平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。
令和2年2月10日（掲示済）
高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

1 病院の表中

「

医療法人互光会老人保健施設優	高知市長浜小日出1681番地1
----------------	-----------------

を

「

医療法人互光会老人保健施設優	高知市長浜小日出1681番地1
医療法人山口会介護老人保健施設こうせい	高知市葛島一丁目9番50号

に、

「

医療法人社団晴緑会高知総合リハビリテーション病院介護医療院	高知市一宮南町一丁目10番15号
-------------------------------	------------------

を

「

医療法人社団晴緑会高知総合リハビリテーション病院介護医療院	高知市一宮南町一丁目10番15号
医療法人新松田会愛宕病院介護医療院	高知市愛宕町一丁目1番13号

に改める。

2 老人ホームの表中

「

社会福祉法人C I J福祉会有料老人ホームあったかホーム桂浜	高知市長浜4444番地1
--------------------------------	--------------

を

「

社会福祉法人C I J福祉会有料老人ホームあったかホーム桂浜	高知市長浜4444番地1
社会福祉法人長い坂の会特別養護老人ホームやすらぎの家（短期入所）	高知市針木北一丁目14番30号

株式会社リーベ有料老人ホームフィオーレ高知本町	高知市本町三丁目3番23号
-------------------------	---------------

に、

社会福祉法人ふるさと自然村特別養護老人ホーム陽だまりの里（短期入所）	南国市岡豊町中島1535番地
------------------------------------	----------------

を

社会福祉法人ふるさと自然村特別養護老人ホーム陽だまりの里（短期入所）	南国市岡豊町中島1535番地
------------------------------------	----------------

株式会社小谷設計有料老人ホーム野いちごみつばち	南国市小籠941番20
-------------------------	-------------

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年2月25日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
 政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称 （代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党高知県環境保全支部 （西澤 仁志）	異動なし	松本 三女恵	異動なし	令2 ・1 ・6
新			西澤 祥子		
旧	自由民主党高知県ときわ支部 （中西 康弘）	異動なし	異動なし	高知市駅前町1-21	令2 ・1 ・1
新				高知市栄田町二丁目1番17号	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 （代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	尾崎正直後援会 （西山 昌男）	異動なし	尾崎 仁	異動なし	令2 ・1 ・2
新			尾崎 紀子		
旧	土佐の未来をつくる会 （西岡 寿彦）	異動なし	異動なし	高知市本町四丁目1-32	令2 ・1 ・1
新				高知市大津乙389	

				- 5	
旧	野村昌枝後援会 (大野 正夫)	別役 富 幸	異動なし	異動なし	令2 ・1 ・23
新		大野 正 夫			
旧	かみじ信男後援 会 (横山 澄男)	上地 真 由美	異動なし	異動なし	令2 ・1 ・24
新		上地 正 人			

高知県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和2年2月25日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
芝ひさよし後援会	芝 久義	令元・12・20
中内桂郎後援会	森田 昭司	令元・12・30
曾我部道雄後援会	曾我部 道雄	令元・12・30
上山精雄後援会	上山 精雄	令元・12・31
前田強後援会	前田 強	令元・12・31
小笠原治幸後援会	浜田 利久	令元・12・1
面岡照夫後援会	大野 祐一	令元・12・25

高知県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和2年2月25日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

法第19条第3項第2号の規定による届出に係る資金管理団体

資金管理団体の届出をした者の氏名	名称	資金管理団体でなくなった年月日
前田 強	前田強後援会	令元・12・31

**内水面漁場管理
委員会指示**

高知県内水面漁場管理委員会指示第99号

てながえび類の資源回復及び持続的利用を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、令和2年2月17日に次のとおりてながえび類に関し、採捕の禁止を指示した。

令和2年2月25日

高知県内水面漁場管理委員会会長 筒井 一水

1 指示の内容

(1) 採捕の禁止の期間

令和2年9月1日から令和3年3月31日まで

(2) 採捕の禁止の区域

県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面

2 指示の適用除外

1の指示は、国の機関若しくは地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）又は高知県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が、てながえび類に係る調査、試験研究、教育実習又は種苗生産を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）は、適用しない。

3 指示の有効期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで